

事務局規程

NPO 法人国際教育支援機構スマイリーフラワーズ

第1条（目的）

本規程は、事務局の組織及び運営並びに事務処理の基準を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

第2条（事務局）

当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

事務局には必要な職員を置く。

理事長は必要に応じて事務局の職制を定めることができる。

第3条（職員の任免及び職務の指定）

職員の任免は理事長が行う。

職員の職務は理事長が指定する。

第4条（事務の決裁）

事務に関する事項は、原則として担当者が文書により立案し、当法人の定める決裁権限に従い決裁を受けて施行する。

重要な事務は理事長若しくは副理事長又は理事会の決裁を経なければならない。

第5条（代理決裁）

理事長又は副理事長が不在の場合で緊急に処理を要する決裁文書は、決裁権者があらかじめ指定する者が代理決裁できる。

代理決裁した者は、事後速やかに決裁権者に報告する。

第6条（文書の管理）

文書に関する事項は、別に定める「文書管理規程」による。

第7条（細則）

本規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定める。

第 8 条（改廃）

本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。